

令和4年9月28日

保護者のみなさまへ

新座市こども未来部保育課長

令和5年度新座市放課後児童保育室の更新手続について

日頃から保育行政につきまして御理解、御協力いただき御礼申し上げます。

さて、新座市放課後児童保育室の入室期間は、令和5年3月31日までとなっております。新年度も引き続き入室を希望する場合は、更新手続が必要となります。

つきましては、下記要領のとおり入室申請書の提出をお願いいたします。

なお、更新申請に当たり、兄弟姉妹分を含め、放課後児童保育室の保育料に滞納がある場合は更新できません。納付が困難な場合は必ず保育課窓口で御相談ください。

記

対象者

平成25年4月2日から平成28年4月1日生まれの放課後児童保育室在籍児童
(新2年生から新4年生までの方) ※現在1年生から3年生の在籍児童

提出場所

保育課(窓口又は郵送)及び各放課後児童保育室(開室時間中)

※ 各放課後児童保育室に提出する場合は、封筒等に入れ、封をして支援員にお渡しください。

提出期間

保育課窓口又は各放課後児童保育室 令和4年11月14日(月)から同月22日(火)まで
郵送(保育課宛て) 令和4年9月28日(水)から同年11月22日(火)まで(必着)

※ 令和4年11月19日(土)及び同月20日(日)は、午前9時から午後4時まで保育課窓口で受け付けます。

※ 上記期間内に更新書類の提出がない場合、令和5年3月末をもって退室扱いとさせていただきます。

(裏面に続きます。)

提出書類 更新する方→1、2及び3の該当する書類+5の減額・免除申請書

更新しない方→6に記載されている連絡票

1 新座市放課後児童保育室入室申請書 **更新用**

2 家庭状況申告書 ※両面

3 保育を必要とする事由の説明書類

- (1) 雇用されている方 就労（内定）証明書、シフト表（不規則勤務の場合）
- (2) 自営業の方 就労（内定）証明書、就労状況申告書（自営業者用）、直近の確定申告書の写し等（自営業の証明となるもの）
- (3) 内職している方 就労（内定）証明書（就労証明書の裏面を御確認ください。）、就労状況申告書（自営業者用）、発注等の実績を証明する書類
- (4) 疾病や障がいのある方 診断書（放課後児童保育室申請用）又は障がい者手帳の写しなど
- (5) 介護・看護をしている方 介護・看護状況申告書、診断書（任意の様式で可）又は障がい者手帳の写しなど
- (6) 学校に通学する方 在学証明書又は合格通知書、1週間の授業日数及び時間が分かる書類（授業のカリキュラム等）

※ 常時家庭での保育が受けられない場合とは、(1)~(3)の就労時間等は、週4日以上（月15日以上、日曜日を除く。）かつ1日5時間以上で、原則として午後4時以降に就労が終了することが入室要件です。また、(5)及び(6)については、これに準じるものとします。この入室要件に満たない場合は、入室できませんので御注意ください。

※ 満65歳未満の同居の祖父母（住民票が別世帯であっても、同一家屋内に居住している場合）がいる場合は、その方の保育を必要とする事由の説明書類（就労証明書、診断書など）が必要となります。

※ 市指定の様式の書類は、「新座市放課後児童保育室 入室のご案内」と同様です。

4 その他

- (1) 申請が2人以上になる場合には、児童ごとに一式ずつ御用意ください。
- (2) 提出期日後の申請については、申請書の提出日より5月以降からの利用となります。
- (3) 詳細については、「新座市放課後児童保育室 入室のご案内」を御確認ください。

5 放課後児童保育室保育料減額・免除申請書（令和5年度分）

※令和5年度については、新年度申請と同時に提出をお願いいたします。

6 保育室利用の申請（更新）をしない場合

次ページの連絡票を切り取り、令和4年11月22日（火）までに在室している放課後児童保育室へ、必ず御提出ください。

問合せ先

新座市こども未来部保育課放課後児童保育係

新座市役所本庁舎 2階

電話 048-423-2735 (直通)

.....キ リ ト リ.....

連絡票

令和4年 月 日

住所 新座市

保護者名

令和5年度の放課後児童保育室の利用更新は希望しません。

児童名 (新 年生) 保育室

児童名 (新 年生) 保育室

児童名 (新 年生) 保育室

※ 在室している保育室へ11月22日(火)までに提出してください。